

京都市告示第 307 号

平成28年4月1日京都市告示第1号（京都市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務の委託）の一部を次のように改めます（手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務委託の中止）。

平成28年 9月20日

京都市長 門 川 大 作

	氏名又は名称	住所	改正内容
1	藤原屋衣笠米穀店	京都市上京区御前通寺之内下る神明町 610	取扱中止により削除
2	有限会社川村商店 本店	京都市南区東寺東門前町40	取扱中止により削除
3	佐倉商店	京都市東山区正面通本町西入る正面町 307	取扱中止により削除

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課)